

「審判制度廃止に改めて反対する」

経済法研究者有志

2010年1月

昨年成立した独占禁止法改正法の附則 20 条において、「審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成 21 年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と定められた。

しかし、その後、どこでどのように「検討」されたか、私たち国民には全く分からないまま、最近の報道によると、審判を廃止する方向で法律案が策定中とのことである。

この問題は、内閣府の独占禁止法基本問題懇談会が各方面の識者を集めて 2 年間にわたり慎重な議論を重ね、2007 年 6 月に、審判制度につき、不服審査型審判方式を当面維持しつつ、一定の条件が整った段階で事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である、との報告をまとめているところである。

私たち経済法を専攻する研究者の有志は、2008 年 4 月に、「独占禁止法等の改正に関する意見」を公表し、その中で、審判手続の廃止など、「独立行政委員会としての公取委の廃止につながるおそれのある拙速な法改正は、断じて行うべきではない」と述べた。

現行の審判制度について問題があるとしても、前記の事前審査型審判方式に戻す案、審判と取消訴訟との選択制案（日本弁護士連合会「独占禁止法基本問題懇談会報告書に対する意見書」2007 年 8 月）、「修正事前審査型審判方式」の提案（経済同友会「独占禁止法における審判制度についての意見 - 公正取引委員会が担う役割と審判制度の意義 - 」2008 年 11 月）などが出されているのであり、これらを含めて再検討すべきである。

審判制度の廃止は、独占禁止法あるいはより広くわが国の競争政策に関する重大な変更であり、また、仮に廃止するとしても関連する様々な制度的仕組みをどう変えるかなど、綿密な検討を必要とするはずのものであるから、政府は、よりオープンな場で広く意見を聞きつつ、法案作りを進めるべきものと考え

池田千鶴（神戸大学）、石岡克俊（慶應義塾大学）、泉克幸（徳島大学）、岩本諭（佐賀大学）、江口公典（慶應義塾大学）、大槻文俊（専修大学）、岡田外司博（早稲田大学）、越知保見（早稲田大学）、小原喜雄（神戸大学名誉教授）、金井貴嗣（中央大学）、川島富士雄（名古屋大学）、川瀆昇（京都大学）、岸井大太郎（法政大学）、久保成史（姫路獨協大学）、栗田誠（千葉大学）、河谷清文（中央大学）、近藤充代（日本福祉大学）、斉藤高広（金沢大学）、佐藤吾郎（岡山大学）、澤井啓（大阪府立大学）、柴田潤子（香川大学）、杉浦市郎（愛知大学）、諏佐マリ（熊本大学）、鈴木恭蔵（東海大学）、鈴木孝之（白鷗大学）、鈴木満（桐蔭横浜大学）、隅田浩司（東京富士大学）、泉水文雄

(神戸大学)、高橋岩和(明治大学)、高橋英治(大阪市立大学)、武田邦宣(大阪大学)、多田英明(東洋大学)、田中裕明(神戸学院大学)、田村次朗(慶應義塾大学)、土田和博(早稲田大学)、東條吉純(立教大学)、土佐和生(甲南大学)、鳥山恭一(早稲田大学)、根岸哲(甲南大学)、長谷河亜希子(弘前大学)、長谷川新(関東学院大学)、平林英勝(中央大学(客員教授))、藤田稔(山形大学)、舟田正之(立教大学)、宮井雅明(立命館大学)、向田直範(北海学園大学)、村田淑子(京都学園大学)、森平明彦(高千穂大学)、山部俊文(一橋大学)、山本顕一郎(文教大学)、山本裕子(大東文化大学)、和久井理子(大阪市立大学)、若林亜理砂(駒澤大学)、渡辺昭成(国土館大学)

(五〇音順)

2010年1月24日現在 54名